

## 議題 2

### 地域審議会等の取扱いについて(協議項目11)

地域審議会等の取扱いについて、次のとおり提案する。

1. 合併に伴う急激な変化に対応し、地域の個性や特色を尊重する「ゆるやかな一体感」のあるまちづくりを目指す住民の自治組織を八坂村、美麻村に設置する。
2. 設置にあたり、以下の事項に留意する。
  - (1) 住民が自発的・主体的に「まちづくり」を企画、参加、実践できる組織づくりを進める。
  - (2) 地域の意見を集約し行政に反映させる組織とする。
  - (3) 住民と行政の協働する体制を推進する。
  - (4) 新市の一体感の醸成に配慮する。

平成16年 4月21日提出  
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

## 地域自治組織の概要

### 1. 目的

合併後の地域政策に住民意見を反映させ、地方分権に対応した自治の受け皿としての住民活動の育成を目的とする。

少子高齢社会に対応した持続可能な地域の形成に向けて、住民自らが自治の主体者たる意識の醸成により、地域の活性化と集落機能の強化を図る。

### 2. 設置

市町村条例で定める任意の団体とする。

設置単位を旧市村として、八坂地区、美麻地区に設置する。

### 3. 組織構成

設置地域内の各種団体により構成する。但し、地域の実情を勘案し自治機能の充実を目的とした組織再編も含めて検討する。

(例：自治会、PTA、老人クラブ、地域づくり団体等)

組織の意思決定機関として構成団体代表による会議を設ける。(地域審議会機能も含む。)

### 4. 活動

地域の課題や展望を住民と行政の対話から明らかにし、住民の自治活動を推進する。

「まちづくり」について、地域の意見要望を調整し行政への提案を行う。

### 5. 行政への参画

将来は行政サービスへの参画も期待するが、当初は構成団体が担える範囲の事業から検討する。(例：道路の草刈、環境美化活動等)

公の施設の管理については、地域住民が日常利用する身近な施設について検討する。

(例：集会施設、運動場等)

### 6. 議会議員の役割

市町村の合併の特例に関する法律により在任する議会議員は組織の育成に努め、その機能を補完する。

## 地域審議会に関する法令

### 市町村合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

#### （地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（平成11年7月16日法律第87号・追加）

#### （市町村建設計画の作成及び変更）

第5条（第1項～第6項、第8項、第10項省略）

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

### - 関係法令 -

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

#### （委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4（第1項・第2項省略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査委員、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

#### （附属機関の職務権限・組織等）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## 地域自治組織に関する法律案

### 地方自治法の一部を改正する法律案について

#### 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。（法人格は有しない。）

地域協議会：地域の意見をとりまとめ行政に反映

区の事務所：市町村の事務を分掌

合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

### 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について

#### 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以下）設置できる制度を創設する。

区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。

課税権、起債権はなし。

住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。